

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2024年2月9日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自2023年10月1日至2023年12月31日）
【会社名】	株式会社はせがわ
【英訳名】	HASEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新貝 三四郎
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092) 263 - 7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092) 263 - 7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 累計期間	第58期 第3四半期 累計期間	第57期
会計期間	自2022年4月1日 至2022年12月31日	自2023年4月1日 至2023年12月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高 (百万円)	16,363	16,201	21,608
経常利益 (百万円)	1,577	1,119	1,773
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,046	743	1,154
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	4,037	4,037	4,037
発行済株式総数 (千株)	18,646	18,646	18,646
純資産 (百万円)	10,864	11,511	10,945
総資産 (百万円)	18,145	17,983	18,218
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	57.53	40.89	63.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	3.75	7.50	11.25
自己資本比率 (%)	59.9	64.0	60.1

回次	第57期 第3四半期 会計期間	第58期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2022年10月1日 至2022年12月31日	自2023年10月1日 至2023年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	8.24	2.21

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の利益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
3. 1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第58期第1四半期累計期間より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第57期第3四半期累計期間及び第57期についても百万円単位に変更しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が、5月8日には指定感染症5類へ移行されたことで、国内における行動制限や海外からの入国制限が緩和され、人流の回復や消費活動の正常化が進行し、緩やかな景気回復が期待される環境になりつつあります。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などがあるほか、物価高騰や円安は続いており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。しかしながら、個人消費は持ち直しの動きがみられ、先行きについては雇用・所得環境が改善する下で回復することが期待されております。

宗教用具関連業界においては、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化が進み、それに伴う単価下落の傾向などが継続しております。近年はEコマース市場の拡大や、ポータルサイトの利活用など、お客様の購買行動や情報収集のデジタル化が進んでいることから、販売手法の見直しが求められております。

このような環境のなか、当社は、2023年3月期から新たに始まった「中期経営計画」に基づき、「売り切り型からの脱却」「手を合わせる機会の創造」をテーマに、ご供養の領域だけでなくお客様の心豊かな生活（ピースフルライフ）を支援する企業として新たな取組みを行なっております。2022年6月に開始した新会員制度「はせがわピースフルクラブ」に関しては、2023年4月24日にスマホアプリをリニューアルいたしました。お客様との持続的な関係性を保てるように、継続的なコンテンツの作成と情報発信を行なった結果、新会員制度開始以来15万人を超える方々にご入会いただきました。また、お客様がご葬儀後のお困りごとに煩わされず、安心して手を合わせるように、2023年4月より、相続・遺品整理・不動産整理に関する相談対応と、サービスの提供を行なうピースフルライフサポート事業を、全営業店で開始いたしました。サービスの開始に合わせて、ランディングページの開設やカスタマーサポートセンターを設置することで、営業店にご来店されないお客様のインターネットや電話からのご相談にも対応できる体制を整えております。そのほかにも、営業店では、返礼品などの法事シーンを中心に「食」をコンセプトとした田ノ実のギフトの販売強化を行なっております。

また、商品開発では、キャラクターやアイドルなど推しのための祈りのステージとして『推し壇』を2023年10月9日に販売開始いたしました。販売開始以降、若年層を中心にSNSで大きな反響を獲得し、ご供養以外で手を合わせる機会を提供できる商品として展開しております。

商品・サービスについては、引き続きお客様の生活様式や価値観の変化に対応するために、開発及びアソートメントの見直しに取り組んでまいります。

店舗政策においては、ショッピングセンター内へ3店舗（5月に岐阜県大垣市、9月に三重県四日市市、11月に名古屋市区）の新規出店を実施いたしました。今後もお客様が利用しやすい立地、店舗形態の検討を行ない、出店や移転・改装を推し進めてまいります。

このように、各事業において施策を推進した当第3四半期累計期間の財政状態及び経営成績は、以下のとおりであります。

財政状態

当第3四半期会計期間末における資産合計は、販売保証契約に基づく預託により販売保証金が3億15百万円及び時価が上昇したことにより投資有価証券が1億27百万円それぞれ増加並びに営業保証金の譲渡等により貸倒引当金が1億54百万円減少したものの、墓石販売に伴う営業保証金の回収等により営業保証金が3億80百万円、受取手形、売掛金及び契約資産が2億21百万円及び繰延税金資産が1億63百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比べて2億34百万円減少し、179億83百万円となりました。

当第3四半期会計期間末における負債合計は、短期借入金が3億円増加したものの、法人税等の納付により未払法人税等が4億66百万円、買掛金が1億98百万円、冬季賞与の支給により賞与引当金が1億74百万円及び長期借入金（1年内返済予定を含む）が1億22百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比べて8億円減少し、64億72百万円となりました。

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、主に四半期純利益7億43百万円を計上し利益剰余金が4億69百万円増加したことなどにより、前事業年度末に比べて5億65百万円増加し、115億11百万円となりました。

当社は、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、財務体質の強化に取り組んでおります。

当第3四半期会計期間末においては、自己資本比率は64.0%（前事業年度末は60.1%）となりました。

経営成績

当第3四半期累計期間の売上高は162億1百万円（前年同期比1.0%減）となりました。

営業利益は10億90百万円（前年同期比29.0%減）、経常利益は11億19百万円（前年同期比29.0%減）となり、四半期純利益は7億43百万円（前年同期比28.9%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<仏壇仏具>

仏壇仏具については、東日本地区と西日本地区ともに、販売単価が向上した一方で、販売基数が減少したことにより、売上高は、114億50百万円（前年同期比1.7%減）となりました。販売促進活動については、前期に引き続き、地域特性に合わせたリスティング広告の実施と、ホームページや会員アプリのコンテンツを充実させるなど情報発信の強化や、MAツールを活用したデータマーケティングを開始し、積極的な集客を図ってまいりました。また、世界的に有名な建築家隈研吾氏がデザインを手掛けたお仏壇『薄院』や、国内有名家具メーカーと共同開発した『LIVE-ingコレクション』、徳島銘木仏壇をはじめとした国産商品、高級仏像などの付加価値販売を推進することで単価維持・向上に努めてまいりました。

<墓石>

墓石については、売上高は、34億15百万円（前年同期比3.2%減）となりました。墓石の販促活動についても、リスティング広告を行ないました。また、近年高まっている埋葬ニーズに対応するため、樹木葬の開発の企画・提案を推進し、東日本地区で1件（千葉県稲毛区）、西日本地区で2件（北九州市門司区、佐賀市）の新規樹木葬の受託販売を開始しております。

<屋内墓苑>

屋内墓苑については、売上高は、3億89百万円（前年同期比6.5%減）となりました。今後も墓石販売とともに、ご遺骨を供養するというニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

<飲食・食品・雑貨>

飲食・食品・雑貨については、売上高は、1億78百万円（前年同期比158.1%増）となりました。なお、2022年6月1日付で子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併したため、前年同期は6月から7ヵ月間の実績であります。また、2022年10月より全営業店で開始いたしました法事ギフトの販売が順調に推移いたしました。

<その他>

その他については、売上高は、7億66百万円（前年同期比9.2%増）となりました。主に仏壇仏具のEC販売が順調に推移いたしました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

(報告セグメント別売上高の構成比及び前年同期比増減)

報告セグメント等の名称	区分	前第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)		前年同期比増減		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)	
報告セグメント	東日本	仏壇仏具	9,264	56.6	9,100	56.2	163	1.8
		墓石	2,909	17.8	2,802	17.3	106	3.7
		計	12,173	74.4	11,903	73.5	270	2.2
	西日本	仏壇仏具	2,382	14.6	2,349	14.5	32	1.4
		墓石	619	3.8	613	3.8	6	1.0
		計	3,002	18.4	2,963	18.3	39	1.3
	計	仏壇仏具	11,647	71.2	11,450	70.7	196	1.7
		墓石	3,528	21.6	3,415	21.1	112	3.2
		計	15,176	92.8	14,866	91.8	309	2.0
	屋内墓苑		416	2.5	389	2.4	26	6.5
飲食・食品・雑貨		69	0.4	178	1.1	109	158.1	
その他		701	4.3	766	4.7	64	9.2	
合計		16,363	100.0	16,201	100.0	161	1.0	

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金の支払資金のほか、人件費及び販売促進費等の販売費及び一般管理費であります。

投資を目的とした資金需要のうち主なものは、新規出店、店舗移転、既存店舗の改装等に係る設備投資や、墓石販売に伴う建墓権取得のための営業保証金の差入れ及び屋内墓苑販売業務委託契約に伴う販売保証金の預託等によるものであります。

財政政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または銀行借入により資金調達することとしております。

このうち、借入による資金調達に関しましては、運転資金につきましては短期借入金により調達することとしており、設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金につきましては長期借入金（原則として5年以内）により調達することとしております。

また、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約（当座貸越極度額合計30億円）を締結しております。

なお、当第3四半期会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債残高は30億27百万円、有利子負債依存度は16.8%となっております。

3【経営上の重要な契約等】

- (1) 当社は、墓石の販売にあたって霊園の経営主体（宗教法人等）と墓地販売業務提携契約を締結しており、建墓権（墓石を販売する権利）取得のための営業保証金を差入れております。

営業保証金を差入れております107法人のうち、主要な5法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 清龍院	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 万年寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 大友石材工業	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 亜室	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 仙行寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで

- (2) 当社は、屋内墓苑の受託販売にあたって宗教法人と販売業務委託契約を締結しており、販売保証を行なっております。

屋内墓苑の販売業務委託契約に基づく販売保証を行なっている5法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 勝楽寺	販売業務委託	2024年6月30日まで（注）1
宗教法人 源覚寺	販売業務委託	2023年12月31日まで（注）1、2
宗教法人 一行院	販売業務委託	2025年7月31日まで（注）1
宗教法人 仙行寺	販売業務委託	2025年7月31日まで（注）1
宗教法人 千光寺	販売業務委託	2026年12月31日まで（注）1

（注）1．契約期限までに本契約に基づく総区画数の販売を終了した時は当該販売終了まで、また、契約期限を経過した後も本契約に基づく総区画数の販売が終了していない時は協議のうえ延長するものとしております。ただし、契約期限を経過した後も預託した販売保証金の残高が残っている場合は全額が返還されるまで延長するものとしております。

2．宗教法人源覚寺の販売業務委託契約は契約期限が到来しておりますが、預託した販売保証金の残額が残っているため、販売を継続する予定であります。

3．前事業年度の有価証券報告書に記載した宗教法人伝燈院の販売業務委託契約は、2023年3月31日をもって販売業務委託契約に基づく販売保証を終了しております。ただし、預託した販売保証金の残額が残っているため、販売を継続しております。また、当社と宗教法人伝燈院は新たに販売に関する覚書を締結しており、預託した販売保証金を回収した後も、全区画完売するまで販売を継続することとしております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種 類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
普通株式	18,646,376	18,646,376	東京証券取引所 スタンダード市場 福岡証券取引所	単元株式数100株
計	18,646,376	18,646,376	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年10月1日～ 2023年12月31日	-	18,646,376	-	4,037	-	1,100

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区 分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 323,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,295,300	182,953	-
単元未満株式	普通株式 27,776	-	-
発行済株式総数	18,646,376	-	-
総株主の議決権	-	182,953	-

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式132,300株（議決権1,323個）及び証券保管振替機構名義の株式400株（議決権4個）が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社 はせがわ	福岡市博多区上川端町 12番192号	323,300	-	323,300	1.73
計	-	323,300	-	323,300	1.73

（注）「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式132,300株につきましては、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 金額の表示単位の変更について

当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間より百万円単位をもって記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前事業年度及び前第3四半期累計期間についても百万円単位に変更して記載しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,940	2,838
受取手形、売掛金及び契約資産	991	770
商品	3,835	3,783
その他	187	239
流動資産合計	7,956	7,631
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	394	423
造作（純額）	371	391
土地	616	616
リース資産（純額）	121	81
その他（純額）	228	279
有形固定資産合計	1,733	1,792
無形固定資産	115	108
投資その他の資産		
投資有価証券	423	550
関係会社株式	28	15
前払年金費用	357	348
繰延税金資産	177	13
営業保証金	3,586	3,206
販売保証金	2,308	2,340
差入保証金	1,237	1,238
その他	153	159
貸倒引当金	636	481
投資その他の資産合計	8,413	8,451
固定資産合計	10,262	10,352
資産合計	18,218	17,983

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	830	631
短期借入金	-	1,300
1年内返済予定の長期借入金	1,248	1,193
リース債務	69	59
未払金	662	589
未払法人税等	466	-
契約負債	1,099	983
賞与引当金	328	154
資産除去債務	7	3
その他	443	561
流動負債合計	5,156	4,477
固定負債		
長期借入金	1,503	1,436
リース債務	81	38
役員株式給付引当金	27	31
退職給付引当金	44	46
資産除去債務	392	404
その他	67	38
固定負債合計	2,116	1,995
負債合計	7,273	6,472
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,037	4,037
資本剰余金	1,583	1,583
利益剰余金	5,338	5,807
自己株式	174	171
株主資本合計	10,785	11,257
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	160	253
評価・換算差額等合計	160	253
純資産合計	10,945	11,511
負債純資産合計	18,218	17,983

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 16,363	1 16,201
売上原価	5,965	6,148
売上総利益	10,397	10,052
販売費及び一般管理費		
販売促進費	711	733
販売手数料	910	908
給料及び賞与手当	3,345	3,409
賞与引当金繰入額	147	150
退職給付費用	142	134
福利厚生費	835	859
株式報酬費用	6	6
賃借料	832	836
その他	1,926	1,921
販売費及び一般管理費合計	8,860	8,961
営業利益	1,537	1,090
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	15	17
移動運搬収入	17	17
その他	38	33
営業外収益合計	71	69
営業外費用		
支払利息	19	16
債権売却損	-	10
固定資産除却損	4	10
その他	7	2
営業外費用合計	30	40
経常利益	1,577	1,119
特別利益		
固定資産売却益	1	-
投資有価証券売却益	1	2
受取保険金	-	2 14
抱合せ株式消滅差益	3 27	-
特別利益合計	30	17
特別損失		
減損損失	48	-
災害による損失	-	4 18
関係会社株式評価損	-	5 13
子会社支援損	6 30	-
特別損失合計	78	31
税引前四半期純利益	1,529	1,105
法人税、住民税及び事業税	400	239
法人税等調整額	83	122
法人税等合計	483	361
四半期純利益	1,046	743

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	300
差引額	3,000	2,700

2 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当第3四半期会計期間末から2026年12月までの販売保証額は最大で1,468百万円であります。

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自2022年4月1日至2022年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

当社売上高は季節性が高く、お盆と秋のお彼岸を迎える第2四半期(7月から9月まで)と春のお彼岸を迎える第4四半期(1月から3月まで)の割合が高くなっております。

2 受取保険金

当第3四半期累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

受取保険金は、2023年9月の台風による浸水被害に対応するものであります。

3 抱合せ株式消滅差益

前第3四半期累計期間(自2022年4月1日至2022年12月31日)

抱合せ株式消滅差益は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併したことによるものであります。

4 災害による損失

当第3四半期累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

災害による損失は、2023年9月の台風による浸水被害に関連する損失額であります。

5 関係会社株式評価損

当第3四半期累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

関係会社株式評価損は、当社の関連会社であります株式会社はせがわ美術工芸の株式に係る評価損であります。

6 子会社支援損

前第3四半期累計期間(自2022年4月1日至2022年12月31日)

子会社支援損は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実に対し、吸収合併前に行なった資金支援額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	153百万円	156百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月19日 取締役会	普通株式	54	3.00	2022年3月31日	2022年6月6日	利益剰余金
2022年11月4日 取締役会	普通株式	68	3.75	2022年9月30日	2022年12月1日	利益剰余金

- (注) 1. 2022年5月19日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。
2. 2022年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当第3四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月18日 取締役会	普通株式	137	7.50	2023年3月31日	2023年6月5日	利益剰余金
2023年11月6日 取締役会	普通株式	137	7.50	2023年9月30日	2023年12月1日	利益剰余金

- (注) 1. 2023年5月18日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2023年11月6日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注)1						その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期 損益計算書 計上額 (注)4
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
売上高										
外部顧客への 売上高	12,173	3,002	15,176	416	69	15,661	701	16,363	-	16,363
セグメント 間の内部 売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	12,173	3,002	15,176	416	69	15,661	701	16,363	-	16,363
セグメント 利益又は 損失()	1,404	258	1,663	128	51	1,740	28	1,711	174	1,537

- (注) 1. 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業(卸売販売・EC販売(小売))などであります。
3. セグメント利益又は損失()の調整額 174百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。
4. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他	合計	調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48

- (注) 調整額の減損損失48百万円は、共用資産の使用範囲と方法を変更したこと等によるものであり、報告セグメントに配分しておりません。

当第3四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント(注)1						その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期 損益計算書 計上額 (注)4
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
売上高										
外部顧客への売上高	11,903	2,963	14,866	389	178	15,434	766	16,201	-	16,201
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11,903	2,963	14,866	389	178	15,434	766	16,201	-	16,201
セグメント利益又は損失()	986	252	1,239	118	21	1,335	69	1,265	174	1,090

(注)1. 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業(卸売販売・EC販売(小売))などであります。

3. セグメント利益又は損失()の調整額 174百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

4. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント等の名称		区 分		前第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
報告セグメント	仏壇仏具・墓石 (注)1	東日本	仏壇仏具	9,264	9,100
			墓石	2,909	2,802
		西日本	仏壇仏具	2,382	2,349
			墓石	619	613
	屋内墓苑 (注)2			416	389
	飲食・食品・雑貨 (注)1			69	178
	その他 (注)3			701	766
合 計			16,363	16,201	

- (注) 1. 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。
2. 報告セグメントの「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売事業であります。
3. 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業(卸売販売・EC販売(小売))などあります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益	57円53銭	40円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	1,046	743
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	1,046	743
普通株式の期中平均株式数 (千株)	18,184	18,190

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期累計期間138千株、当第3四半期累計期間132千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2023年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....137百万円
(ロ) 1株当たりの金額.....7円50銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2023年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月8日

株式会社はせがわ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

荒牧 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下平 雅和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社はせがわの2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社はせがわの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。